



第三次浪江町農業再生プログラム

ヒマワリ畑（立野地区）

浪江町地域農業再生協議会
令和3年3月 [初版]

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 農業再生プログラム策定の趣旨 | 1 |
| ・第1節 農業再生プログラム策定の趣旨 | 2 |
| ・第2節 第二次農業再生プログラムの検証 | 3 |
| ・第3節 農業再生プログラムの位置づけ | 7 |
| ・第4節 計画の期間 | 7 |
| 第2章 浪江町農業の状況 | 9 |
| ・第1節 震災前の浪江町の農業の状況 | 10 |
| ・第2節 震災後の浪江町の農業の状況 | 12 |
| 第3章 浪江町農業の将来像 | 13 |
| ・第1節 第三次浪江町復興計画について | 14 |
| ・第2節 農業者の声 | 15 |
| ・第3節 浪江町農業の将来像 | 17 |
| ・第4節 主要施策について | 18 |
| 第4章 主要施策 | 19 |
| ・主要施策その1 担い手の確保・育成体制の整備 | 20 |
| ・主要施策その2 地域基盤の形成 | 22 |
| ・主要施策その3 生産・加工・販売を複合させた新たな経営 | 24 |
| 第5章 特定復興再生拠点区域 | 27 |
| ・第1節 特定復興再生拠点区域での営農について | 28 |
| ・第2節 営農再開計画 | 29 |

第1章 農業再生プログラム策定の趣旨



第1節 農業再生プログラム策定の趣旨

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」とする）により、多くの人命が失われるとともに、農地や農業施設などについても大きな被害が生じた。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」とする）により、大量の放射性物質が拡散し、全ての町民が避難を余儀なくされた。また、農地の汚染により農作物の作付制限、出荷制限が行われることとなり、大きな損害を受けた。
- 浪江町では、平成29年3月に一部地域で避難指示が解除され、住民の帰還が始まった。町内においては、水稻を中心に営農が再開され、また新規作付として花き栽培、たまねぎ栽培が進められている。一方で、営農再開面積は、令和2年度現在でも、元来の町の営農面積約1,900haの1割未満にとどまっている。
- そのような中で本町は、平成24年10月に、浪江町復興計画〈第一次〉、平成29年4月に浪江町復興計画〈第二次〉、令和3年3月に浪江町復興計画〈第三次〉を策定し、復興に向けた取り組みの進め方やその時期、必要な施策などを示してきた。さらに、本町の基幹産業である農業について、復興計画を踏まえ、帰還農業者の営農再開を後押しし、地域農業の復興を図るための現状分析と課題整理を行い、今後の営農の礎となる「浪江町農業再生プログラム」の策定を行ってきた。
- 第三次浪江町農業再生プログラムは、浪江町復興計画〈第三次〉に記載している農業再生に必要な施策のうち、優先度の高い施策について実行するために策定するものである。

第2節 第二次農業再生プログラムの検証

1. 第二次農業再生プログラムの振り返り

○平成29年に策定した第二次農業再生プログラムでは、次の4つの重点課題を提示。

- (1) 営農手法の確立
- (2) 担い手の確保
- (3) 生産基盤の整備
- (4) 農地の集約

○それぞれの重点課題に対し、平成29年度から31年度までの各年度ごとに目指す姿を描き、実現に向け施策を進めてきた。

2. 重点課題に対する成果と今後の見通し

(1) 営農手法の確立

①土地利用型作物の振興

水稻、タマネギ、エゴマ、ナタネといった品目の面積が拡大し、今後はネギや牧草についても栽培が拡大していく見込み。

②花き栽培の振興

NPO法人Jinを中心とする切花生産は、徐々にではあるが面積や品目、生産者が増えており、花木についても生産が開始された。

評価が高いトルコギキョウについて町として積極的にPRをしてきた結果、福島県産のトルコギキョウが東京オリンピック・パラリンピックで活用される予定である。

- ③風評に負けない収益性の高い農業経営
農機導入等、営農を開始する経営体へ支援をし、一部加工品の開発をする経営体も出現しているが、町として収益性の高い農業に向けた施策展開はできなかった。

【今後に向けて】

収益性の高い農業経営を確立するため、今後は、農業経営の支援、多品目少量農業の推進、農作物の加工支援といった施策が必要である。

(2) 担い手の確保

①復興組合

解除区域で組成された14の復興組合ごとに営農再開ビジョンを策定したものの、そのビジョンをもとに各地区で話し合いや営農が進んだとは言い難い。

そのため、新たな取組として管理耕作を進めるための農地のマッチング作業を開始し、一定の成果を得ているものの、農地の出し手に対し担い手が不足している現状が顕著となり、後継者不足対策も含めた組合等の法人化が急務である。

②農業法人の誘致

(株)福島舞台ファームは営農を開始、(株)群馬電機工業、(有)青高ファームといった法人が令和3年より営農を開始し、目標(最終年度で3社)としては達成するが、引き続き、優良な法人の誘致を積極的に行う必要がある。

③新規就農者

花きを中心に、水稻、園芸に取り組む新たな担い手が8名就農したが、目標(最終年度で20人)は達成できなかった。

この間に実施した新規就農者確保策から、新たに就農をしたい方々の研修先が不足していることや、農業に限らず移住定住の施策として、住居確保について行政の支援が不足していることがわかった。

【今後に向けて】

営農者の様々なフォローアップ、町民農家の法人化支援、担い手確保に向けたさらなる施策展開（農業法人誘致、他業からの農業参入、新規就農）、企画財政課定住推進係との連携が必要。

（３） 生産基盤の整備

① 農業施設整備

水稻関連施設としては、300ha規模のカントリーエレベーターを2基建設中であり、育苗センターについて整備を進めている。

畜産を再生することも目的とし、飼養頭数2,000頭規模の研究施設も含めた大規模牧場について申請などを進めている。

花きや園芸の関連施設については、必要に応じJA福島さくらと連携し検討する。

② 農地や水利の復旧

農地については、解除区域では請戸地区を除き災害復旧は完了したものの、再開した農地においては、地力不足や不陸、畦畔の損壊が発生しており、適時対策を講じていく。圃場整備については、解除区域において議論が進んでいる地区もあるが、農地所有者の営農の意向が低率な中、計画推進に向けた同意の取得など課題がある。

水利については、幹線水路の復旧はほぼ終わり、令和3年より解除区域全域で農業用水の使用が可能となるが、帰還した住民が少ない中、各地域での用水の管理、補修には課題がある。多面的機能保全・向上活動補助金を活用するなどし、地域での主体的な管理への移行が課題。

【今後に向けて】

多くの農家が受益する農業施設等については、必要に応じ検討する。災害の復旧という意味では一定の大規模公共工事は今期で終了するが、生産性を高めるための農地の整備及び地区とともに管理・保全をしていく仕組みづくりが必要である。

(4) 農地の集約

①人・農地プランの策定

策定まで至った地区はなかったものの、その前段での各地区での農地のマッチング作業は進めることができた。

②中間管理機構

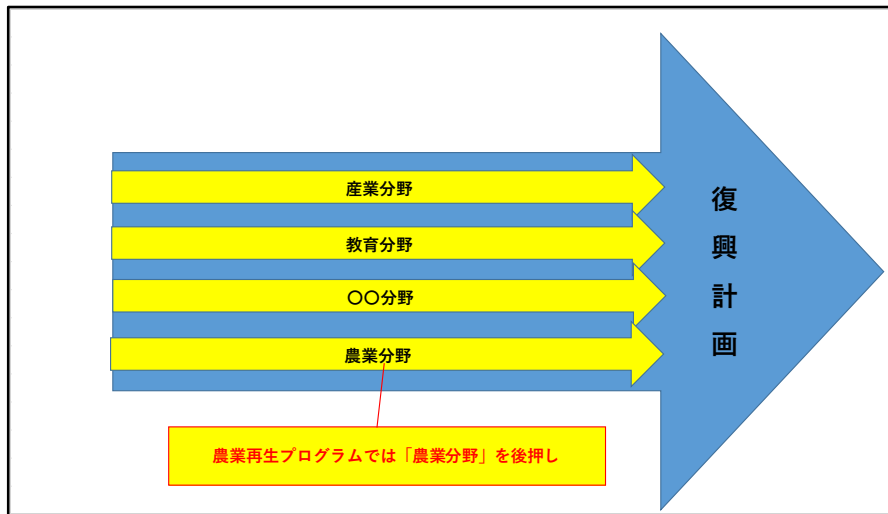
人・農地プラン策定地区がなかったため、事業の活用はできなかった。

【今後に向けて】

この地域特有のマッチングの困難さから、令和3年より中間管理機構の駐在を得て農地の集積を進めていく体制が構築されることとなった。こちらを活用し、地域の話し合いを中心に、農業委員会の農地利用最適化推進委員とも連携した農地集積の仕組みづくりが必要である。

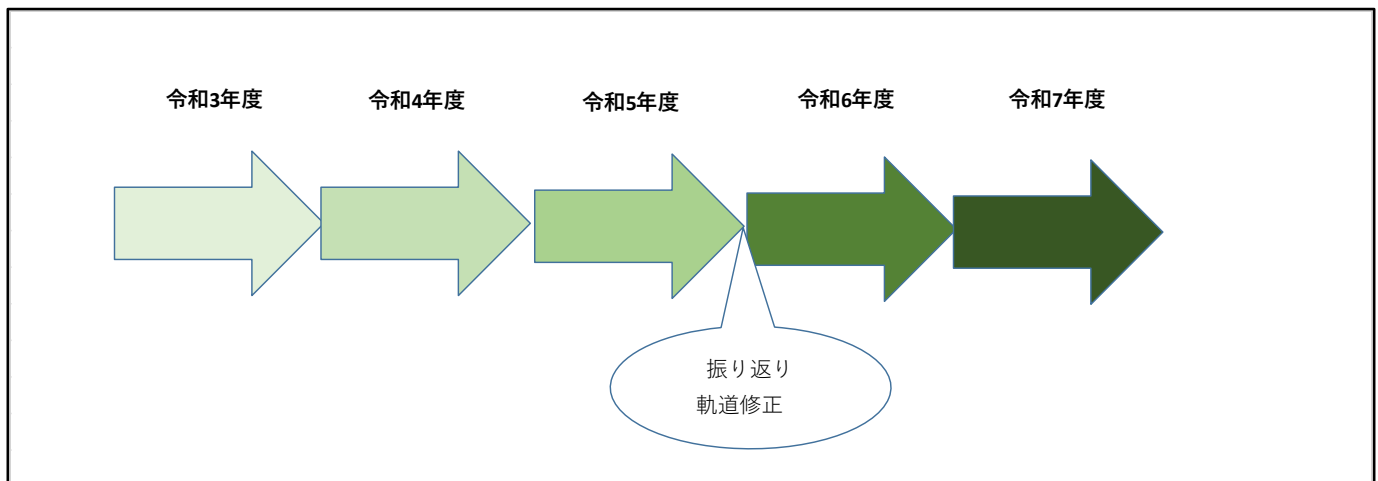
第3節 農業再生プログラムの位置づけ

○農業再生プログラムは、復興計画における農業分野を推進するための計画であるとともに、特定復興再生拠点区域における農業再生に向けた計画となるものである。



第4節 計画の期間

○本プログラムの期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とする。令和5年度終了時に中間評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うものとする。



第2章 浪江町農業の状況



第1節 震災前の浪江町の農業の状況

○兼業形態で営農。原発関連産業（当町は隣接町）の影響もあり商業が盛んで、農業は、中小規模の水稻を中心に第1種兼業農家の割合が高かった。

○担い手の高齢化も進んでいた。

表1 浪江町農業の概要（震災前）

単位：戸、%

| | 総農家 | 自給的農家 | 販売農家 | 専業農家 | 第1種兼業 | 第2種兼業 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 福島県 | 96,598 | 26,078 | 70,520 | 13,004 | 57,516 | 9,357 |
| | 100.0 | 27.0 | 73.0 | 18.4 | 81.6 | 13.3 |
| 浪江町 | 1,395 | 376 | 1,019 | 153 | 866 | 83 |
| | 100.0 | 27.0 | 73.0 | 15.0 | 85.0 | 8.1 |

資料：「農業センサス」2010年

表2 浪江町における経営耕地規模別の農家戸数

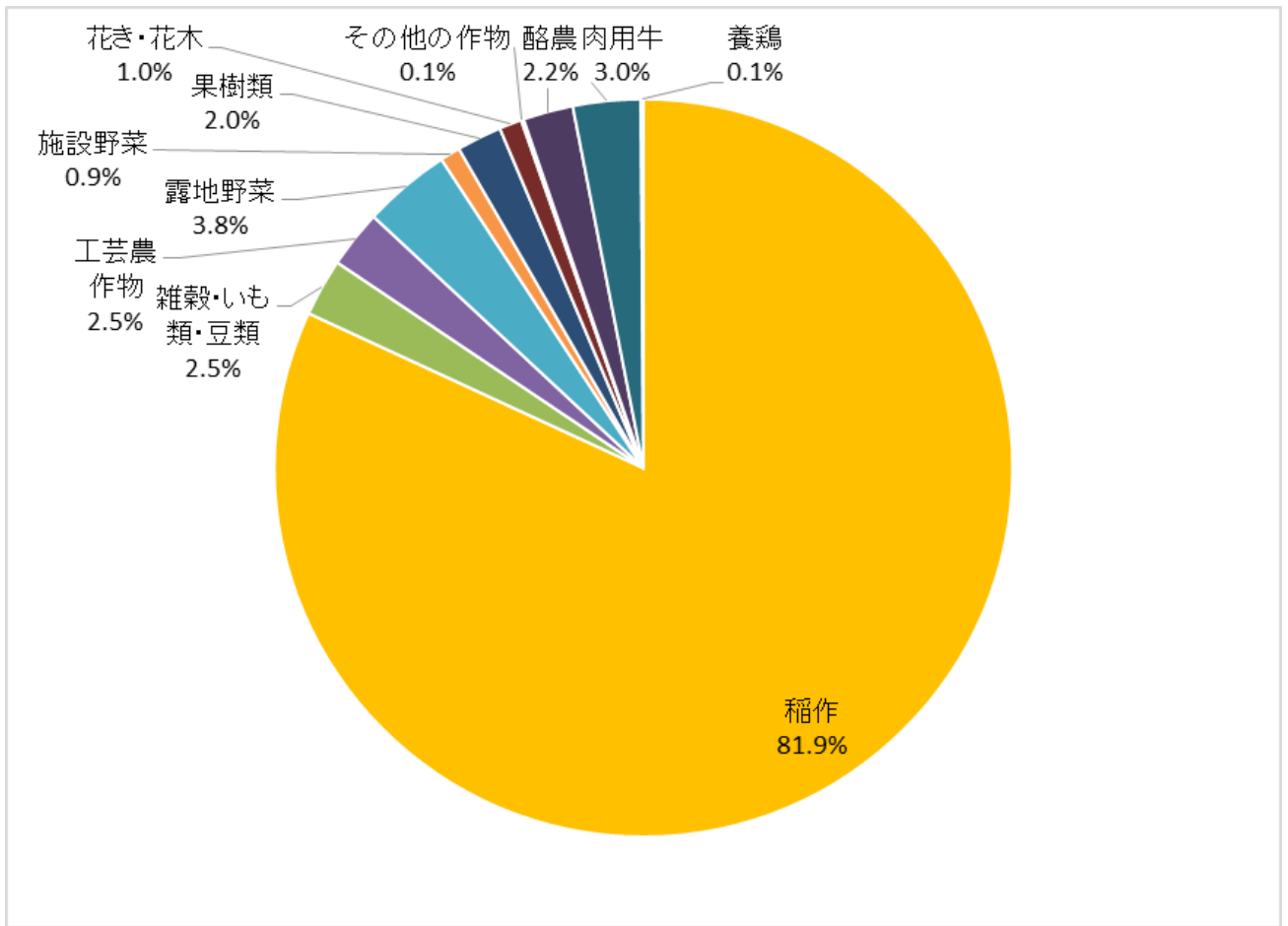
単位：戸

| | 計 | 例外規定 | 0.3ha未満 | 0.3～0.5 | 0.5～1.0 | 1.0～1.5 | 1.5～2.0 | 2.0～3.0 | 3.0～5.0 | 5.0～10.0 | 10.0～20.0 | 20.0ha以上 |
|-------|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|----------|
| 1960年 | 2,627 | 3 | 288 | 261 | 665 | 612 | 483 | 296 | 19 | | | |
| 65年 | 2,480 | 1 | 278 | 260 | 602 | 604 | 447 | 259 | 29 | | | |
| 70年 | 2,365 | 1 | 244 | 266 | 583 | 534 | 371 | 304 | 59 | 3 | | |
| 75年 | 2,254 | 3 | 258 | 251 | 537 | 450 | 322 | 323 | 101 | 9 | | |
| 80年 | 2,166 | 2 | 262 | 246 | 509 | 388 | 276 | 305 | 154 | 24 | | |
| 85年 | 2,013 | 3 | 256 | 238 | 463 | 350 | 243 | 289 | 133 | 38 | | |
| 90年 | 1,675 | 3 | | 232 | 448 | 315 | 233 | 265 | 143 | 36 | | |
| 95年 | 1,483 | 5 | | 181 | 400 | 272 | 208 | 235 | 137 | 37 | 8 | |
| 2000年 | 1,413 | 2 | | 173 | 381 | 285 | 212 | 195 | 111 | 42 | 12 | |
| 05年 | 1,291 | 2 | | 167 | 365 | 240 | 189 | 188 | 89 | 35 | 13 | 3 |
| 10年 | 1,019 | | | 111 | 243 | 209 | 146 | 151 | 108 | 35 | 14 | 2 |

資料：「農業センサス」各年次

※1990年以降は、販売農家。

図1 町内農家の主要品目の割合（販売金額ベース）



資料：2010年「農業センサス」



ストック（加倉地区）

第2節 震災後の浪江町の農業の状況

○発災より2年間は、立入りが制限されていたため何もできなかったが、平成25年の※区域再編後、農地除染が始まり、水稻や野菜の実証栽培を行ってきた。

※発災後、浪江町では、全町2区域（警戒区域及び計画的避難区域）に分類されていたものが、平成25年4月に再編され、空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区域に分類された。

○第一次農業再生プログラムの期間である平成26～28年度は、農業をするうえでの復旧期として、主には農地の保全管理を進めてきた。

○第2次農業再生プログラムの期間である平成29年～令和2年は、第1章の第2節でも検証をしたところだが、営農に向けた準備期として、営農再開支援事業の管理耕作の活用により、保全管理から営農への誘導を進めている。

○避難指示からの農村再生を着実にを行うために、国や県による補助事業の手厚い支援、職員の常駐派遣による現場への支援、官民合同チームによる農業法人誘致をはじめとした伴走支援、JA福島さくらのきめ細かい農家支援等を得て農業再生を進めている。

○その結果、令和2年は、町内の経営体数は44、営農面積は134haとなった。

■ 作付状況一覧

令和2年9月30日 時点

| 区 分 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 備考 |
|-----------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|----|
| 水 稻 | 225 a | 255 a | 771 a | 2,723 a | 8,966 a | |
| 飼 料 作 物 | 60 a | 80 a | 140 a | 164 a | 164 a | |
| 野 菜 類 | 218 a | 297 a | 557 a | 1,627 a | 1,817 a | |
| 花 き 類 | 26 a | 136 a | 409 a | 636 a | 688 a | |
| 果 樹 類 | 0 a | 0 a | 99 a | 119 a | 119 a | |
| そ の 他 (景 観 作 物 ・ そ ば 麦 な) | 14 a | 288 a | 2 a | 2 a | 1,679 a | |
| 計 | 543 a (5.43 ha) | 1,056 a (10.56 ha) | 1,978 a (19.78 ha) | 5,271 a (52.71 ha) | 13,433 a (134.33 ha) | |

※H29～R1は実績、R2は現時点での予定であるが、いずれも町で把握できた面積の集計である。

※水稻は管理計画（水田台帳で整理した内容）によるもの、それ以外は町で把握できた面積の集計である。

第3章 浪江町農業の将来像



第1節 第三次浪江町復興計画について

○本プログラムにおける将来像は、概ね10年後における浪江町農業の目指す姿を示すものである。

○第三次浪江町復興計画（令和3年度～令和12年度）においては、以下の理念が掲げられている。

「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち
～なかよく みんな えがお の花咲くまち なみえ～」

○同復興計画においては、農業の分野において、以下の基本方針が掲げられている。

「農業の再開

一町内全域の農地を再生し、農業の再生を推進しますー」

- ①農業の担い手の確保
- ②営農再開の推進
- ③農業生産基盤の再生と強化
- ④農業を再開できる環境の再生



田植えの様子（苧宿地区）



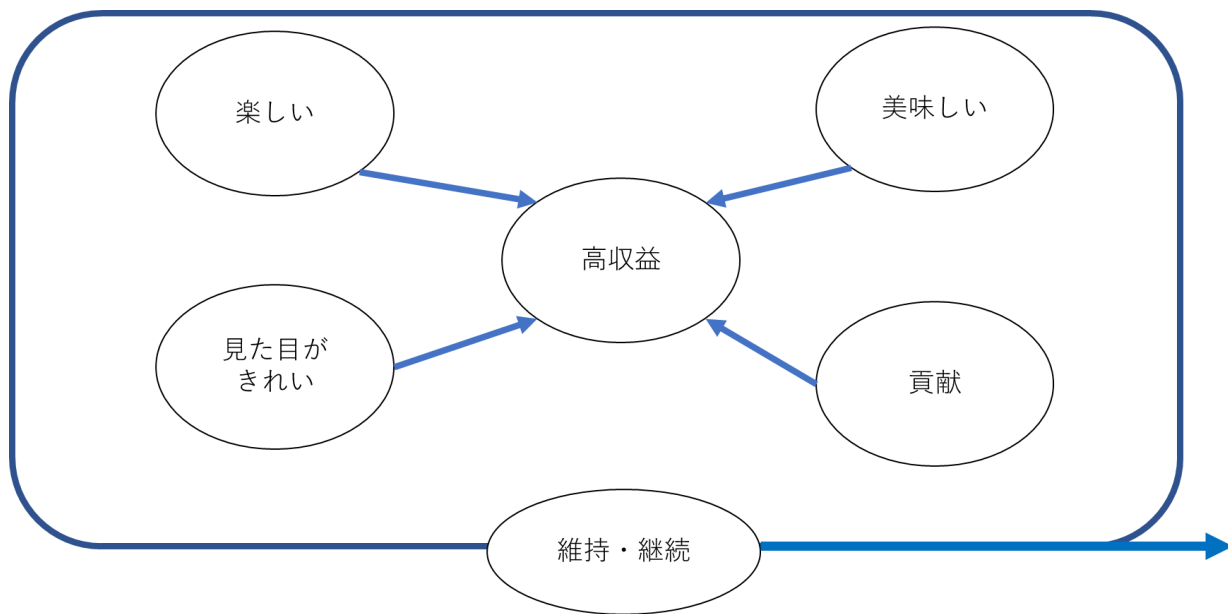
レンゲソウ（立野地区）

第2節 農業者の声

○復興計画の理念や、町内農業者ヒアリング（令和2年6～8月）により提起された意見を踏まえ、住民懇談会（令和2年10月）を実施。住民懇談会では、浪江町農業の目指す姿について、以下のような意見が提起された。

《住民懇談会の総括》

- ・農業とは、第一に生業であることが前提。そして、農業に対する楽しさや社会貢献など全ての前向きな捉え方（＝生きがい）の先に高収益がもたらされる。
- ・高収益な生業である農業を継続させること、それがそのまま地域づくりとなる。
- ・継続することに大切なことは、変化に対応することと、新しい取組を行うこと、そして多様性を受け入れることである。

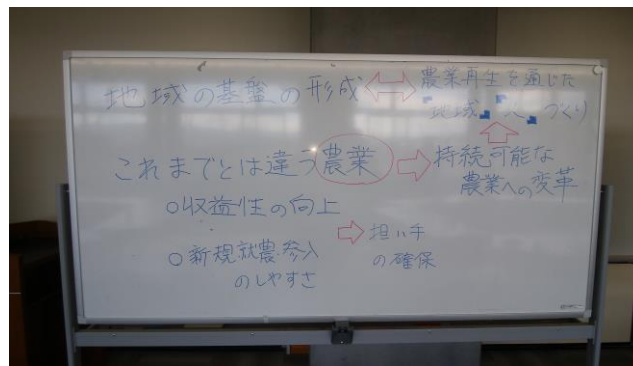


「いきがい」を「なりわい」に

○第三次浪江町農業再生プログラムにおいては、農業者の声を将来像の一つとして捉えた施策を打ち出していくために、農業者ヒアリングと住民懇談会を実施した。



農業者ヒアリング・住民懇談会を実施



農業者の声を要約

農業再生を通じた「人」「地域」づくり

持続可能な農業への変革

これまでとは違う農業
○収益性の向上
○新規就農参入のしやすさ

担い手の確保



地域の基盤の形成

第3節 浪江町農業の将来像

○第二次浪江町農業再生プログラムにおいて描いたことと、今回の農業者の声を踏まえて、あらためて次の通り「浪江町農業の将来像」としてイメージする。

浪江町農業の将来像

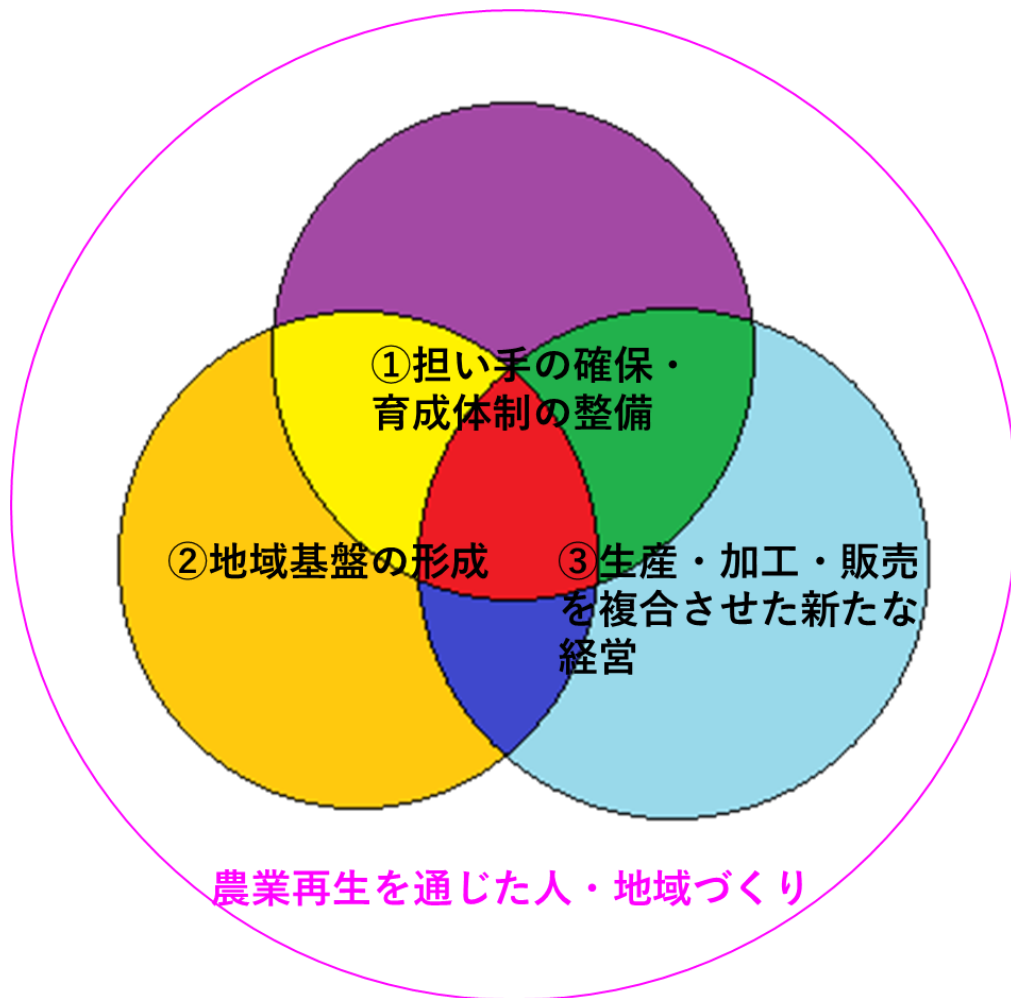
- ・ かつての水稻栽培をはじめとした土地利用型作物、園芸作物の拡大、畜産の再開による耕畜連携農業が実現する。
- ・ 各農業者が自立した経営を確立し、新規就農者、農業法人など様々な担い手が融和し、日本有数の花の産地として通年での栽培・出荷が実現する。
- ・ 町内各地で営農の面的拡大化により耕作放棄地の解消がなされ、震災前の農業生産高以上の収益が達成される。
- ・ 農業再生の取組の中で、営農者の確保・育成のサイクルが生まれ、地域の環境・活動が守られていく。



「浪江町農業の将来像」を実現するために、本プログラムにおいて『主要施策』を打ち出す。

第4節 主要施策について

○前述の主要施策の具体については、第二次農業再生プログラムの検証結果を踏まえ、「農業者ヒアリング」「住民懇談会」から想起された次の『3つの柱』の中で打ち出す。



主要施策その1

「担い手の確保・育成体制の整備」

主要施策その2

「地域基盤の形成」

主要施策その3

「生産・加工・販売を複合させた新たな経営」

第4章 主要施策



主要施策その1「担い手の確保・育成体制の整備」

農地所有者の営農再開意向が低率で、将来において担い手が不足することが明らかであるなか、もともとの町内農家の営農への誘導、新規就農者の確保、外部農業法人の誘致に向けた事業を展開してきたが、より効果的な施策の考案と展開が必要である。

【現状】

- ①今後の営農に向け、「保全管理をする農地」「営農をする農地」を地域の話し合いにより地図に落とし込んだ。
- ②農業法人の誘致を行った。
- ③新規就農者に対するPR活動の実施や、補助制度の整備を行った。

【課題】

- ①農地の出し手に対し担い手が相当に不足していることがわかった。
- ②3社の法人の誘致に成功したが、農地に対し担い手が不足していることから今後も積極的に誘致を行う必要がある。
- ③8名の新規就農者が確保できたが、研修先や住居が不足していることが、新規就農者が定着しない・増えない要因となっている。

(1) 施策のポイント

- 農業経営について学ぶことができ法人化、経営規模拡大がしやすい。
- 担い手と農地のマッチングを円滑に行うことができる。
- 外部の農業法人や異業種の企業が営農に参入しやすい。
- 「担い手を育てる人」が育つ。
- 農業体験から定住に至るまで安心して取り組める。
- 町内に定住して営農ができる。

(2) 5年後の目標

| | ～令和2年 | 令和7年 |
|-------------|-------|-------|
| 新規就農者数 | 8人 | 25人以上 |
| 農業関連法人の雇用者数 | 5人 | 25人以上 |

(3) 施策内容

①農業経営支援

- ・経営相談会の実施
→関係機関と連携し、農業経営・規模拡大に関する経営相談・経営診断・巡回指導等を実施する。
- ・集落営農等が法人化する取組を後押し
→経営相談等を行った集落営農等が法人化するための取組に対する支援等を行う。

②新規就農者確保策の検討

- ・これまでに実施してきた施策の磨き上げ
→来てもらいたいターゲットの特定やそのターゲットに向けた支援等を行う。
- ・農業高校、農業短大、大学農学部へのPR
→各学校への訪問等によるPRを実施する。

③農業法人誘致、他業種からの参入推進

- ・農地の斡旋
→人農地プラン策定地区において、復興組合等（農地流動化支援）は農業委員会と連携し、出し手希望図面・担い手図面・農作物栽培図面の作成を行う。
- ・農業用機械や設備の導入支援
→農作業に必要な初期投資の支援等を行う。
- ・関係団体との連携
→外部の実績のある農業法人誘致をする仕組みを構築するため、福島県、官民合同支援チーム、イノベーションコースト構想推進機構、JA福島さくらといった団体と連携する。

④就農者育成支援

- ・「育てる人」を育てる仕組みづくり
→現在活動している町内農業者が次世代に対して行う教育・講習等についての支援等を行う。
- ・体系的な就農プログラム構築
→就農PRから体験、研修、雇用（営農）といった就農プログラムを想定し、各段階において支援等を行う。
- ・研修機会の仕組みづくり
→農業技術や農業経営に関する教育を行うための仕組みの構築、施設整備等を実施する。

⑤定住化推進

- ・就農、移住情報のPR
→就農プログラムについての情報や、移住に関する情報（補助制度など）について適宜更新し周知等を行う。
- ・新規就農者の住宅確保支援
→移住者に対する家賃補助、雇用者を抱える企業に対する支援等を行う。



ソバ（立野地区）



稲刈りの様子（幾世橋地区）

主要施策その2 「地域基盤の形成」

各地区においては農業者のみならず帰還をしている町民が少ないなかで、地区の再生を農業からするためには、少人数でも運営が可能な仕組みの構築が必要である。

【現状】

- ①災害復旧工事が完了し、令和3年以降は町内の幹線水路が通水可能となった。
- ②各地区で圃場整備の計画を進めている。
- ③有害鳥獣被害対策として、日常的な捕獲隊の活動や、営農再開支援事業により作付圃場の周囲に防護柵を設置することにより農作物被害の防止に取り組んでいる。

【課題】

- ①町内居住者や担い手不足のため、復旧後の水路等について、自力で維持管理することが難しい地域がある。
- ②各地区の圃場整備後の具体的な営農計画が未定であり、明確な担い手が示されていない。
- ③有害鳥獣に関しては、帰還困難区域がイノシシの個体の供給源となっており、依然として町中心部から排除できていない。サルについても町北部の森林地帯からの南下を抑制する対策が必要。

(1) 施策のポイント

- 住民が主体となって地域の農業環境を維持管理できる。
- 地域の担い手が無理なく農地の保全管理を行うことができる。
- 農地集積にかかる担い手の負担を軽減し、地権者も農地を安心して貸すことができる。
- 圃場整備後の農地の利活用が円滑に行われ、担い手の経営規模が拡大する。
- 取り組む品目・地域ごとに共有の農業関連施設を利用でき、担い手の生産性が向上する。
- 有害鳥獣による農作物被害を心配することなく営農を行える。

(2) 5年後の目標

| | 令和2年 | 令和7年 |
|------------------------------|------|---------|
| 水稻作付面積 | 89ha | 700ha以上 |
| 避難指示解除地域内の農地作付面積の割合 | 7% | 80%以上 |
| 避難指示解除地域内の各地区における人・農地プラン策定状況 | 0件 | 完了 |
| 避難指示解除地域内の多面的機能支払交付金対象地区数 | 7地区 | 14地区 |

※避難指示解除地域は令和3年1月時点において該当する地域

(3) 施策内容

①各地区での農村環境維持管理の仕組みづくり

- ・農業環境維持管理活動の推進および拡大に対する支援
→多面的機能支払交付金対象地域の拡大のため、各地区での話し合いの場の設定等を行う。

②農地集積支援

- ・人農地プラン策定等の地域話し合いに対する支援
→町内各地区において、復興組合が農地流動化推進を図る目的として営農改善組合の組織と同様な活動ができるとともに、中間管理機構を通じた円滑な農地集積を行うため、町や関係機関、農業委員会の農地最適化推進委員が協力し、各地区での話し合いの場の設定等を行う。

③圃場整備事業に関する支援

- ・各地区におけるほ場整備に向けた話し合いに対する支援
→圃場整備計画区域内の農地利用集積計画・農作物栽培計画・担い手候補の推薦等の話し合いの場の設定を行い、地域営農に係る情報支援を行う。

④省力化、効率化に対する支援

- ・スマート農業の推進
→アシストスーツやドローンといった農作業の負担軽減につながる機器の導入やICTを活用した圃場やハウスの省力化、効率化に寄与するシステム導入への支援等を行う。
- ・集出荷施設
→今後の栽培面積の増加といった状況の変化に応じ、農家の意向を踏まえ、関係団体との検証を行い、必要に応じ施設整備等の対策を講じる。

⑤有害鳥獣被害対策の推進

- ・農地における防除の推進
→農作物に対する被害を防止するため、福島県営農再開支援事業等を活用して、防御柵の設置を支援。
- ・有害鳥獣の計画的な頭数管理
→地域住民と野生動物が共生できるよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）等の関連法令に基づき、適正に有害鳥獣の頭数を管理する。具体的には、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等を活用して、有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ・住民による取り組みの支援
→研修会の開催など、地域が主体となる取り組みを推進できるよう、福島県営農再開支援事業等を活用して、講師を派遣するなどの支援を実施。
- ・集落環境の整備
→有害鳥獣を誘引する要因となる放任果樹を特定し、除去を実施することで、有害鳥獣を寄せ付けにくい地域づくりを進める。

主要施策その3 「生産・加工・販売を複合させた新たな経営」

再開した農家のフォローアップが不足しており、振興する品目の研究、その組み合わせによる経営指南、農作物加工の提案といった収益性の高い農業経営が必要である。

【現状】

- ①令和2年より道の駅がオープンし、農産物の販路の選択肢が増えた。また、加工品の需要も高い。
- ②農地マッチングの結果、小規模の取組や高齢の担い手が営農に前向きな傾向にあることがわかった。
- ③水稲関連の施設としてCE、育苗施設を整備中。
- ④東京農大との包括連携協定により、大学と連携した活動の可能性があるあり、令和2年度までは農作物の栽培や講座の催しなどの取組があった。
- ⑤畜産については、一部の農家が避難先で乳牛飼育を再開した。町内においても飼料作物の実証栽培の実施や、復興牧場の整備計画を進めている。

【課題】

- ①道の駅により、販路としての可能性が広がっているものの、まだ活用の余地がある。
- ②多くの小規模農家や高齢者が安心して営農に取り組める環境づくりが必要。
- ③園芸作物については加工品として付加価値をより高められる（収益性が上がる）可能性があるが、それに沿った町の施策や施設整備の計画は未定。
- ④東京農大との取組を、町の農業振興につなげる。
- ⑤復興牧場の稼働が農作物の作付面積の拡大につながる仕組みを構築する。

(1) 施策のポイント

- 多種多様な農産品の販路を確保できる。
- 小規模生産者や高齢者でも販路を確保でき誰でも安定した農業経営が行える。
- 加工等により付加価値を高めた商品のPRを気軽に行える。
- 町内で農産物の加工ができ、生産から商品化、販売まで一貫した経営が行える。

(2) 5年後の目標

| | 令和2年 | 令和7年 |
|---------------|------|-------|
| 販売農家戸数 | 44戸 | 89戸以上 |
| 加工販売 アイテム数 | 28 | 48 |

(3) 施策内容

①多品目少量農業の推進

- ・生産者の特徴に応じた販売チャンネルの拡大
→農協、道の駅や直売所等と連携し多様な販売パターンを設定し、各生産者に対して販路に関する相談の機会等を設ける。
- ・小規模農業経営者に対する支援
→収量の少ない農産品や、規格外品、天候不良等による価格暴落品の生産者に対して、上記販売チャンネルを活用し、関係機関と連携し経営に関する相談の機会等を設ける。

②農産物加工品拡大支援

- ・商品PRに対する支援
→町内産の農産物を使った商品を消費者にPRするために必要な機会の設定や、宣伝にかかる経費の補助等を実施する。
- ・農産物の加工に関する支援
→主要施策その1と関連した「加工業者の斡旋」を進めながら、主要施策その2と関連した「加工施設の整備」等を実施する。
- ・機能性農作物の研究
→機能性農作物の栽培や商品開発の研究をするため、東京農業大学をはじめとした学術機関と連携し、加工する製品の差別化を図る取組等を実施する。

③福島県高付加価値展開事業の推進

- ・福島県高付加価値展開事業
→令和3年度より始まる当事業において、広域的な産地化を目指す作物について、事業内容を推進するとともに、町独自の加工品の展開等を行う。

④畜産の再生

- ・復興酪農牧場の着実な整備
→令和6年度の完成を目指して、国・県などの関係機関と連携しつつ、整備を進める。
- ・耕畜連携の推進
→復興酪農牧場に供給する飼料作物の栽培振興、牧場から発生するたい肥の有効活用を推進する。



エゴマ（西台地区）

第5章

特定復興再生拠点区域



第1節 特定復興再生拠点区域での営農について

○特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

- ・平成29年12月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国により認定され、帰還困難区域全体の避難指示解除に向け、合併前の旧町村に該当する室原地区、末ノ森地区、津島地区の3地区を特定復興再生拠点に設定。
- ・本拠点は、帰還困難区域全体の地域コミュニティや生業再生の先駆けの地として、先行して整備するエリアと位置づけている。

○農業分野の今後の見通し

- ・本計画認定にともない、末ノ森、室原、津島の特定復興再生拠点として認定を受けたエリア内の農地の除染が開始された。
- ・これに伴い、除染後農地の保全管理、早期の営農開始に向け、令和元年度に復興組合を設立し、令和2年度より保全活動が開始された。
- ・令和4年度末の解除に向け、実証栽培による各種制限の解除、営農の準備を進めていく必要がある。
- ・現時点では、営農再開を目指す担い手の数が限られていることから、大規模化、効率化を図りつつ農業の再開を進める。
- ・耕作放棄地対策や農業振興策として、中間管理機構を活用した農地の集約をはかる。
- ・特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載のある農業施設については、地元の農家と対話しながら、必要性を確認したうえで整備を進める。

第2節 営農再開計画

○営農再開までの取組について

- ・避難指示解除を予定している令和4年度末以降、加速的に営農再開面積の拡大、人・農地プランの策定が進められることを見据えて、令和3年度から、復興組合の活動と並行し、営農再開に向けた実証栽培の実施や、担い手の確保・農地集積に向けた地区の話し合いを進めていく。

特定復興再生拠点区域の営農再開イメージ

